

「人間ドック」検診料の 税務上の扱い

人間ドックの費用を会社や個人事業主が負担した場合、給与課税されることがないようにするためには、どのような前提条件や要件が必要となるのでしょうか。

1. 前提

会社がその役員及び従業員の健康管理の目的で、健康管理規定等で一定の年齢以上の希望者のすべてに人間ドックの実施を定めていること。

人間ドックや検診は一般的に実施されていること。

2. 条件

1の前提と次の条件のすべてを満たしていれば、検診料は損金となり、かつ、受診者の給与所得にも算入されず取り扱われます。

①全使用人または一定年齢以上の希望者はすべて検診を受けることができ、受検者のすべ

てを対象としてその費用を負担すること。

②検診内容が一般に実施される2日程度のものであり、その経済的利益の額が著しく多額でないこと。

3. 留意点

業務上やむを得ず指定検診日に検診できなかった従業員に対して、検診費用を現金支給して後日受診させたような場合には、結果として金銭支給となり、給与課税されることとなりますので特にご注意ください。

4. 検診規定案

成人病予防定期検診規定のモデル案の条文構成は、次のようになります。第1条(目的)、第2条(対象者)、第3条(検診内容)、第4条(検診時期及び場所)、第5条(健康指導)、第6条(検診結果の記録の管理)

5. 消費税

給与とされない検診費用で、かつ、消費税法別表第1に掲げられている医療に該当しない場合には、仕入税額控除の対象になります。

[参考] 所基通36-29 消基通6-6-1

ナマの税務相談室

Q 先生、甲野地主の借地権者乙川です。8月に借地の満期が来ます。過日地主から満期前の予告として、更新を機に「乙川

さんが借地権の180㎡のうち70㎡を返還して、地主の私が180㎡のうち110㎡の底地の所有権を交換譲渡する」という条件を提示されました。私も予見していたことで、同意しましたが、税法ではこのようなケースは交換の税法でOK?

A 税法とは所法58条ですね。税法の条件として①交換譲渡資産、交換取得資産ともに1年以上保有していること、②交換取得資産は交換譲渡直前の用途に供すること、③交換時譲渡取得資産の時価差額が20%を超えないこと、若しくはお互いの合意価額が合理的に算定されていて同額と認識されたこと…などですが。

Q 先生、①②③の条件はお互いにチェック済みで、土地の時価は1㎡あたり50万円、借地権割合60%と合意しています。路線価に準

借地権の更新 と交換条件

じています。

A 成程、返還する借地権70㎡の価額、取得した110㎡の価額は路線価で1700万円であると合意して

いるわけですね。(70×40×.6≐110×40×.4)

Q 先生、二人が作成したデータで、お互いに所定の譲渡所得内訳書4面の所定欄に記入して確定申告書にも第三表を使用して所法58条と掲示して譲渡所得金額0と記入すれば手続きはOKですか。

A 確かにOKです。180㎡の借地の1㎡あたり時価を50万円とは心憎い。路線価は40万円だから。借地権を放棄して底地を取得するケースは所法58条の交換事例の50%以上を占めています。合意価額をデータで明示したことはベターな方法です。

Q 先生、作成する交換契約書には価額をいれません。

[参考] 所法58、印紙税法第1号の1文書

ナマの税務相談室